

議案第29号

小松島市営プール条例の一部を改正する条例について

小松島市営プール条例（昭和54年小松島市条例第11号）の一部を別紙のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市営プール条例の一部を改正する条例

小松島市営プール条例（昭和54年小松島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

種別	使用区分		入場料
個人	1人1回	大人（中学校を卒業した者または15歳以上の者）	360円
		小人（中学生まで）	180円
団体	1人1回	大人（中学校を卒業した者または15歳以上の者）	300円
		小人（中学生まで）	150円

備考 団体とは、20人以上の者で入場及び退場とも行動をともにするものをいう。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。